

介護サービスの対象と種類

常に介護が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①訪問介護（ホームヘルプ）</li> <li>②訪問入浴</li> <li>③訪問看護</li> <li>④訪問リハビリテーション</li> <li>⑤日帰りリハビリテーション（デイケア）</li> <li>⑥居宅療養管理指導（医師・歯科医師による訪問診療など）</li> <li>⑦日帰り介護（デイサービス）</li> <li>⑧短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>⑨短期入所療養介護（ショートステイ）</li> <li>⑩痴呆ほう対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）</li> <li>⑪有料老人ホーム等における介護</li> <li>⑫福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>⑬住宅改修費の支給（手すり、段差の解消など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>●介護老人保健施設（老人保健施設）</li> <li>●介護療養型医療施設             <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養型病床群</li> <li>・老人性痴呆ほう疾患療養病棟</li> <li>・介護力強化病院（施行後3年間）</li> </ul> </li> </ul>
	日常生活に支援が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同上（痴呆性老人のグループホームを除く）</li> </ul>

員が家庭を訪問し、心身の状況などを調査します。調査結果とかがりつけの医師の意見書に基づき、市が設置する介護認定審査会で審査されます。審査会の判定により市が認定を行い、介護サービス計画が作られます。そして、計画に応じた介護サービスが利用できるようになります。

つたときは期間の途中でも変更できます。介護保険制度は平成十二年四月一日から施行されますが、要介護・要支援認定の申請受付は平成十年十月ころから始まる予定です。

□問い合わせ 福祉健康課（内線141）または保険年金課（内線130）へ。

平成12年度から

高齢社会を支える仕組み 介護保険制度が始まります

急速に進む高齢化。それに伴い、介護を必要とする高齢者も増加しています。介護が必要となったときに、家族が協力して介護することは大切なことですが、現実には家族だけで介護することは困難になっています。このため、介護にかかる負担を社会全体で支えていこうと作られたのが介護保険制度です。

介護保険の加入対象と保険料

右下の表のように、六十五歳以上の人（第一号被保険者）全員と、四十歳以上六十五歳未満で医療保険に加入している人（第二号被保険者）が加入対象となります。

介護費用から利用者負担分を除いた総額の二分の一を国と県、市が負担し、残りの二分の一を被保険者が保険料として負担することになります。第一号被保険者の保険料は所得に応じて決まり、原則として老齢年金から天引きされます。第二号被保険者の保険料は加入している医療保険の算定方法に基づいて設定され、医療保険料と一緒に納付することになります。

介護サービスが保険給付の対象

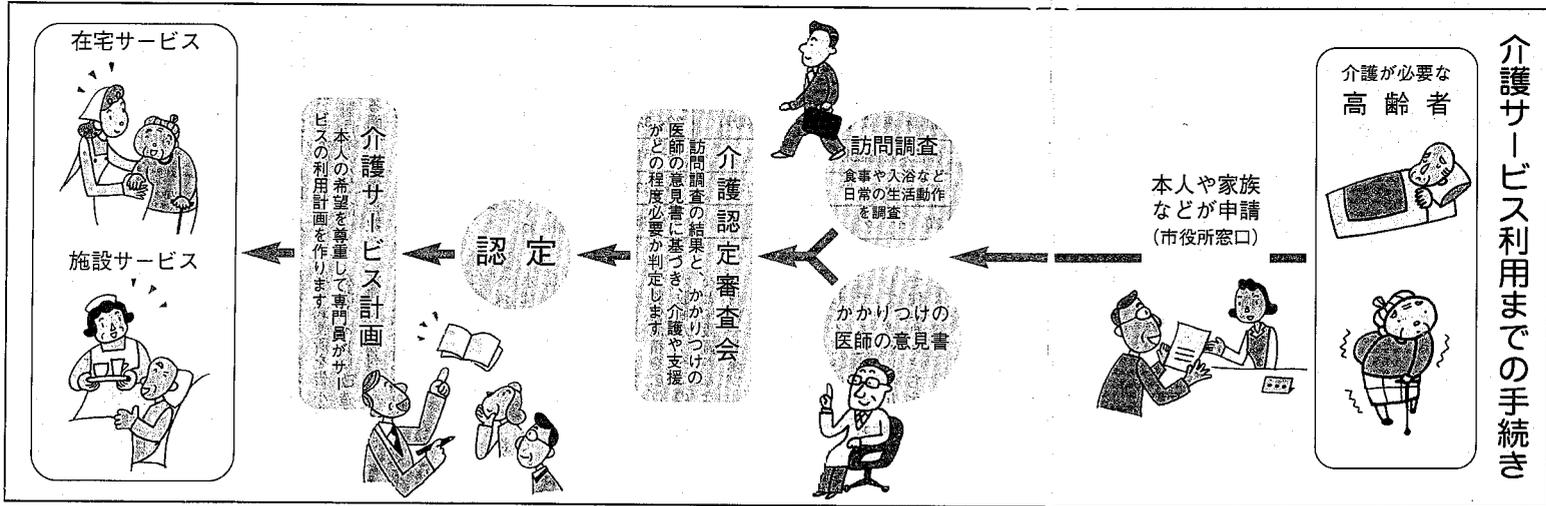
介護サービスを利用するには、市町村に申請手続きをする必要があります。申請を受けると、調査

利用には申請手続きが必要

介護が必要な状態になったり、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態になったりしたとき、介護保険からサービスを受けることができます。介護サービスには、次頁左上の表のように、在宅サービスと施設サービスがあります。サービスを利用したときには、かかった費用の一部が利用者の負担となり、施設入所の場合、食費は医療保険と同様の利用者負担があります。なお、一割負担が高額になる場合、自己負担の上限が設定され、低所得者の場合はその上限と食費負担は低く設定される予定です。

介護保険制度の対象者と保険料

信別	第一号被保険者	第二号被保険者
加入対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寝たきりや痴呆ほうなどで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人</li> <li>●食事や身支度などの日常生活に支援が必要な人</li> </ul>	初老期痴呆ほうや脳血管障害など老化に伴う病気によって介護等が必要となった人
保険料	所得段階に応じて市町村ごとに設定 ※平成12年度全国平均1人当たり月額2500円程度と予想されます。	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金額が一定以上の人は年金から天引き</li> <li>●それ以外の人は市町村に個別に支払い</li> </ul>	医療保険料と一緒に支払い



お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

外国人との交流基地

カルチャーくらぶ

外国人英語クラスに入る前の基礎トレーニングに。毎給金無料、がんばる人が増えています。

◆夜コース 3/27金7:00~3:00

◆夜コース 3/27金7:00~8:00

◆夜コース 3/31木 〇さんの学習の成果

英会話初級クラス

外国人講師による、やさしい英会話。テキストも使って、日常会話を学びます。

◆どこも英会話

3/28日pm4:00~5:00

◆夜コース 3/20・27日pm8:30~9:30

3月無料レッスンのご案内

TEL(24)3102 FAX(24)1083

雨もり 点検 補修

有関口瓦工業

屋根診断士 関口克征

新津市草水町3丁目 TEL 22-0984

靴なら何でも揃うイザワ

※歩く楽しさをお届けします※

靴のイザワ

★駐車場あります

二階 電話 22-0625 長崎 電話 24-5177